

できるだけ縮減する、そういうことを考えていろ

ます。

ます。

—

ます。

ところでもあります。

当たって、保険者が利用しておりますマイナンバー制度の中間サーバーをクラウドのシステムへ移行することによりまして、保険者の運用経費の負担を縮減し、クラウドを利用する前に比べてオンライン資格確認の運営経費と合わせても少なくなるというようなことを狙つて、保険者等の関係者と協議をしながらシステムの仕様の検討を進めているところでございます。

オンライン資格確認の導入に当たりましては、御指摘のとおり保険者や医療関係者の協力が不可欠でございますので、システム面、運用面について御意見を伺いながら準備を進めているところでございます。

○樽見政府参考人 御指摘のとおり、オンライン資格確認が進むようオンライン資格確認のためのシステムの導入というものが円滑に進むには、財政面あるいは技術面での支援ということが重要

というふうに考えております。
財政面の支援として、今回の法律案では、医療機関や薬局等におけるシステム導入の支援等のために医療情報化支援基金というものを創設するということにしております。平成三十一年度予算案におけるおきまして三百億円ということを計上したところおございまして、これができるだけ使いやすいような形で運用していく。それから、我々の方としても、趣旨を積極的に広報するなどしてできるだけ使ってもらえるように運用していくといったようなことを心がけたいというふうに思つていて

ます。

そういう積算から申しますと、現在オンラインでレセプト請求をしている医療機関の一定割合と

いう積算になつていますので、先生おつしやいましたように、全ての医療機関のところにこのお金が入るが、あれば全部貯えるという額にはなつておらないということは事実でございます。

卷之三

この点につきましては、その後、処理能力の増強を行いまして、現在では、マイナンバーカードの交付申請から市町村が交付通知書を発送するまでに要する期間はおおむね一ヵ月程度となってい
るところでございます。

今後、健康保険証としての利用などによりマイナンバーカードの申請数が増加することが見込まれますので、総務省いたしましても、申請受け付け、発行体制の増強や、本人確認を行う市町村への体制整備の支援を行いますほか、一定の期間に

申請が集中しないようするため、前倒しで申請いたぐりよう周知広報を徹底するなど、カード交付を滞りなく行うための取組を進めてまいります。

まつたときに、結果として、マイナンバーカードで受診しようと思ったけれども、うちにはありませんよ」というような医療機関の数が多くなったということにならないよう、必要な対応をしていただきたいということを申し添えさせていただきたいと思います。

次に、実は最近、マイナンバーカードを申請してから取得をするまでの期間、これが三ヶ月から四ヶ月かかるようになつてているということを聞きました。こうした状況などいうのは、マイナンバー カードの導入初期のころに言われていた期間では

ないかというふうに思います。
今後、申請件数というものが増加していくことを踏まえますと、短期間で取得をできることができるという対応が求められると思いますが、現状と今後の取組について総務省に伺いたいと思います。

有効期限ということでおざいまして、五年ごとに市區町村におさまして電子証明書の更新手続をしていただく必要がござります。

そして、それら研究機関等の経緯あるいは
いうものはどのように社会に還元をされて
か。少なくとも、毎年度、データがどのよ
うに活用されているのかという利用状況に
は明らかにしていくべきであろうと考えま
す。見解を伺います。

今ほど、NDBの方も百五十先ぐらい今活用されていっているということをお聞きしたんですけど、これでも私は何か数としてはかなり多いのかなというふうに思うんですが、これが更にふえていくとどう状況になつたときに、これまで非常に公益性

ただいて研究成果を還元してもらうということの足かせにはならないようについて、このさじかげの部分が非常に難しいんであろうというふうに、思いいますが、ぜひいい形でやっていただくように、御期待をさせていただきたいと思います。

次に、被扶養者の要件の見直しについて伺いま

療機関や薬局の窓口で資格確認をした際に、有効期限が近づいているのでお住まいの市区町村で更新手続をしてくださいといったようなメッセージが表示されるよう設定をして、医療機関や薬局の窓口で適切に患者さんにそうした情報提供を行なうという仕組みにつきまして、関係省あるいは医療関係者の皆さんと連携しながら検討しているところです。

○ 横尾政府参考人 お答え申し上げます。
N D Bなどの情報を提供する対象をどう
ござりますけれども、まず、国あるいは白
そのほか、大学、研究開発独立行政法人な
公益法人といった研究機関、それから製薬
始めとします民間の事業者といったものを
しているというところがございます。現在の
やっているところでございますと、例えば東

の高い研究機関等が活用されていたということなんですが、これで広がっていく中で心配いたしましたのは、例えばどこかの大学だとしたときに、その大学が研究をするときに必要な資金、これがどういうところから資金提供されているのかということなども重要な要素になつてくるのではないかというふうに思います。

す。 今回の法改正におきましては、被用者保険の被扶養者等の要件について、原則として国内居住要件を追加する旨の法改正が盛り込まれております。今回このような改正を行う背景や趣旨について、御説明をお願いいたします。

御指摘のように、患者の利便性の向上とすることは極めて重要な点だというふうに思います。そうした観点から、マイナンバーカード制度を所管いたします総務省などともよく相談をし、連携しながら検討していきたいというふうに考えております。

とか国立がん研究センターといった、いわば性の非常に高い研究機関ということをござけれども、そこはもう少し広くなるといふござります。

こうした研究機関におきまして、現在、質の向上につながる研究あるいは医療費の効果の測定といったようなものにNDB等を活用しているところでござりますけれどもは、NDB、介護DBの連結解析が可能になりましたので、更に幅の広い更に社会への還元につながるような研究、またものが対象となる研究機関が拡大するまつて進むということを期待していくと

るいは介護D-Bのデータを活用するんですけれども、その成果が、国としても活用できるんですけれども、いわゆる海外に持ち出されてしまうといふようなことはいかがなのかなといふふうに思つております。そうすると、審査体制も含めて、かなりこれまでとは違う難しさというものが技術的に出てくるのではないかということについて考えますが、その点はいかがでしようか。

○樽見政府参考人　まさに、これまでのガイドラインというところから、法律に基づいて第三者提供という枠組みをつくるということになりますので、審議会という形で、どういう対象にどういうふうに出していくかということについてのルー

の基本的な考え方としては、国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行う、このことが原則となつてゐるところでございます。

一方、海外駐在者や海外旅行者などの増加など、社会環境の変化を受けて、これまでも必要な対応を実施してまいつたところでございます。

しかし、更にグローバル化が進展する中で、例えば、日本に生活の基礎がなくて国内の医療機関を受診する蓋然性が低い者までが被扶養者として想定していくなかつたような事例が生じてゐるところでござります。

次に、先ほどは鎌本委員の方からもお尋ねがありましたが、それについて伺います。

NDBや介護DBのデータについては、社会経済のあらゆる分野において情報通信技術が目覚ましく進展をする中で、医療分野においても、情報化の推進により、良質な医療のより効率的な提供を推進していくこと、本法案により幅広い主体による活用が可能になると、うつておりま

す。

そこで、データを活用できる研究機関などといふのはどのような研究機関を想定しているのか。

現在も、ガイドラインに基づく第三者機関による実績、研究結果等の公表する仕組みがなっておりますけれども、御指摘を踏まえて、更に国民にとってわかりやすい公表の仕組みを含めまして、公表の方法等について討議を進めてまいりたいというふうに思いますが、船橋委員先ほどの繁本委員の質疑の中でも本委員のお考えとして、こうしたデータを引き方々に対してはあらかじめ条件設定をするべきだというお話をもあつたやに思いますけれども、そのとおりであろうなというふうに思

ル、出したときの手数料その他のルール、あるいは、それをどういう枠組みで、何に違反してはいけないといったルール、そういったものについても、今までよりも法律の根拠に基づくという形で明確化していくということになります。

そういう意味で、情報提供ということについてもしつかりとした形、乱用のされにくい形ということになると思いますけれども、その実が上がるような運用について、しつかりと検討して実施していくようにしたいというふうに思います。

○船橋委員 一方、余りにもがんじがらめにし過ぎて、せつかくなつて、よりいい解析をしてい

また、健康保険制度の運営におきましては、保険者による適正な認定事務が重要でございますけれども、諸外国における各種証明書類の発行状況や物価の違いを鑑みますと、身分関係や生計維持関係について正確に認定することが事実上困難を伴つてゐるというところでござります。

このため、健康保険制度の基本的な考え方方に立ち返りまして、海外の医療機関を受診した場合の給付は例外であることを徹底する觀点や、また適正な認定事務を確保する、こういった觀点からも、諸外国との制度比較を行つた上で、被扶養者について原則として国内居住要件を設けること

したものでございます。

○船橋委員 現在、日本の国内においては、あらゆる業種、業界、地域において人手不足ということに悩みを抱えております。こうした状況の中では、国外の労働力というものをどのように確保していくのか、これが課題になつてゐるわけでありますけれども、日本に在留をされる外国人労働者の方々に安心して働いていただくためには医療保険というものがとても重要なつてまいります。

今回の法改正はあくまで居住地に関する要件の追加であつて、国籍による差異は設けないものというふうに認識をいたしておりますけれども、国内外で働く外国人の方々の医療保険の適用は現在どのような状況になつてゐるのか、また、今後これはどう変わり得るのか、御説明をお願いしたいと思います。

○樽見政府参考人 おっしゃいますとおり、国籍による区別といふものはないわけでございます。国内で働く方、したがいまして、日本人であるか外国人であるかを問わず、医療保険では国内の適用事業所に使用される人が健康保険の被保険者ということになるわけでございまして、これからもこうした原則を見直すということは考えておりません。

また、国内の場合、健康保険の被扶養者ということについてもこれまた国籍は問わないという点でございまして、被保険者との身分関係、生計維持関係、同居要件、この要件を満たすかどうかということで認定しているところでございます。

まさに国内居住要件を追加するということを考えているわけでございますけれども、いずれにしても、国籍は関係ありません。

○船橋委員 今回設ける国内居住要件には一定の例外を設けるということでありますけれども、具体的にはどのような例外を想定されているのか、最後、御説明をいただきたいと思います。

○樽見政府参考人 国内居住要件の例外となる方ということでございますけれども、日本国内に生活の基礎がある方という考え方でございまして、

まず、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らして今後再び日本で生活する蓋然性が高いと認められる者、一時的な渡航である方で、かつ渡航目的が就労ではない者という考え方を省令で規定するということを検討しているところでございます。

具体的に申し上げますと、留学生、日本から留学をしておられる方ですね、それから海外赴任中に生まれたお子さんあるいは海外赴任中に結婚した配偶者など、身分関係の変更がありまして新たに同行家族とみなすことができる方などを例外となる者とします。

○船橋委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○雷岡委員長 この際、御報告いたします。内閣委員会文部科学委員会厚生労働委員会連合審査会は、明二十八日木曜日午前九時から開会することとなりましたので、御了承願います。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会